## 令和2年度放射線取扱主任者試験の実施の延期及び会場の変更について (お知らせ)

令和2年4月28日原子力規制庁放射線規制部門

## 1 放射線取扱主任者試験の実施の延期

第一種放射線取扱主任者及び第二種放射線取扱主任者試験については、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第35条第2項及び第3項の規定に基づき、登録試験機関(公益財団法人原子力安全技術センター(以下「原安技センター」という。))が行っています。また、原安技センターにおいて、例年8月頃にこれらの試験が実施されています。

今般、新型コロナウイルス感染症に関し緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、原 安技センターより令和2年12月以降に延期することとした旨の公表が行われました。7 月頃に改めて実施の見通しが案内される予定です。

## |2 放射線取扱主任者試験の会場の変更

原安技センターより、放射線取扱主任者試験の受験者数の減少に伴い、今年度より、 試験会場を6会場から4会場に変更する旨の公表も行われました。

(現行) : 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡

(変更後): 札幌、東京、大阪、福岡

詳しくは原安技センターのホームページ(<a href="https://www.nustec.or.jp/">https://www.nustec.or.jp/</a>)を御覧の上、同センターまでお問い合わせください。

なお、放射線取扱主任者試験を実施する場合には、例年どおり、その日程、試験会場等 について、試験実施日のおおむね3ヶ月前に、原子力規制委員会から官報公告をするとと もに、原安技センターホームページにて御案内いたします。

以上

くお問い合わせ先>

原子力規制庁

放射線防護グループ 放射線規制部門

安全規制管理官 宮本

担当:中崎、青木 電話:03-3581-3352